

議案第 102 号

伊賀市印鑑条例の一部改正について

伊賀市印鑑条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 30 年 9 月 3 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市印鑑条例の一部を改正する条例

伊賀市印鑑条例（平成 16 年伊賀市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とする。

附 則

この条例は、平成 30 年 12 月 3 日から施行する。